

### 墨田区特別職の期末手当支給月数改定案

【案】 一般職員特別給（勤勉手当を含める。）支給月数の削減率と同一の割合による削減

現行月数	勧告月数	削減月数	削減割合( )	削減月数		削減後年間支給月数
4.60	4.45	0.15	3.261%	3.68月 × 3.261%	0.12月	3.68月 - 0.12月 = <b>3.56月</b>

小数点以下第4位四捨五入

	現行	改定案（R3年度）	R4年度以降
6月	1.715月	1.715月	1.655月
12月	1.715月	1.715月	1.655月
3月	0.25月	0.13月	0.25月
合計	3.68月	3.56月	3.56月